

<<<今号の目次>>>

1. コラム

「男性の育休取得促進に期待」

2. 最新情報

《お知らせ》 3件

《地方公共団体等の動き》 11件

■□■ 1. コラム



「男性の育休取得促進に期待」

ニッセイ基礎研究所 生活研究部 上席研究員 久我 尚子

厚生労働省によると、民間企業に勤める男性の育児休業取得率は8年連続上昇し、2020年は12.65%となりました(※1)。取得者の約3割が5日未満という短期間で、依然として女性の育休とは大きな違いがありますが、「働き方改革」などを背景に男性の育休取得に取り組む企業は着実に増えているようです。また、コロナ禍において、生活や家族を重視する志向が一層、高まっている影響もあるのかもしれない。

男性の育休取得率を業種別に見ると、圧倒的に高いのは「金融業、保険業」(31.0%)で、このほか「情報通信業」(14.8%)や「製造業」(14.1%)、「学術研究、専門・技術サービス業」・「宿泊業、飲食サービス業」(各13.6%)でも全体平均を上回ります。一方で取得期間は取得率の高さと必ずしも比例していません。「金融業、保険業」では5日未満が64.0%(※1)ですが、「学術研究、専門・技術サービス業」や「情報通信業」では(取得し復帰した者のうち)1ヵ月以上取得した割合は5割前後を占めます(※2)。月単位の休業取得には、裁量労働制などの柔軟な勤務制度やテレワーク環境の浸透状況、組織風土の違いなどの影響があるのでしょう。

今年6月に「育児・介護休業法」が改正され、男性版産休とも言われる「出生時育児休業制度」が創設されました。現行の育休制度とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで休業可能で、2回に分割することもできます。女性の産休のような強制力はありませんが、事業主には従業員への説明義務などが課されます。政府は「2025年に男性の育休取得率30%」という目標を掲げていますが、この新制度によって弾みがつくことに期待しています。

一方で本来は育休取得率が高く、取得期間が長ければ良いというわけではないでしょう。例えば、夫婦で裁量労働や時間短縮勤務、週休三日制度などを組み合わせることで、必ずしも長期休業をせずに仕事と家庭を両立できるケースもあります。また、経済面をはじめ、家庭によって事情は様々です。理想的には、様々な制度を個人が自由に組み合わせながら、仕事と家庭の両立をはかれるような柔軟な就労環境や風土づくりが求められるのでしょうか。

とはいえ、現状、家事や育児の負担が妻側に偏っている家庭が多い中では、まずは短期間でも男性が育休を取得し、取得率の向上を目指すことが、価値観の変容を促す「はじめの一步」につながります。

夫の家事育児時間の長い家庭ほど、第2子以降の出生率が高い傾向があります(※3)。男性の育休取得を促進することは少子化抑制にもつながる可能性を秘めています。

(※1) 厚生労働省「令和2年度雇用均等基本調査」

(※2) 厚生労働省「平成30年度雇用均等基本調査」

(※3) 内閣府「令和2年版 少子化社会対策白書」

■□■ 2. 最新情報



《お知らせ》

【厚生労働省】

●テレワーク導入に関するセミナー（オンライン）

→テレワークには労務管理やセキュリティの確保が課題となる場合もあります。このため、厚生労働省では、労務管理上及び情報通信技術面における留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関するセミナーをオンラインで開催します（参加無料）。

第7回：2021年10月13日（水）13:00～16:00

第8回：2021年10月27日（水）13:00～16:00

第9回：2021年11月10日（水）13:00～16:00

申込みはWEBサイトにて

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

●自営型テレワーク活用セミナー（オンライン）

→自営型テレワーク活用セミナーは、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者および仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることを目的としたセミナーです。（参加無料）

・発注者・注文者等企業向け @ZOOM ウェビナー

第3回 2021年10月26日(火) 14:00～17:00

第4回 2021年12月9日(木) 14:00～17:00

第5回 2022年2月3日(木) 14:00～17:00

・自営型テレワーカー向け @ZOOM ウェビナー

第3回 2021年10月26日(火) 10:00～13:00

第4回 2021年12月9日(木) 10:00～13:00

第5回 2022年2月3日(木) 10:00～13:00

詳細、申込はWEBサイトにて

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/index.html>

(自営型テレワークに関する総合支援サイト)

●コロナ禍のいまだからこそ女性の就業を支援しませんか?～女性就業支援全国展開事業～

→女性の就業を支援するセミナーの開催にあたり、無料で講師を派遣します。対象は、全国の事業主団体、労働組合、男女共同参画センター、地方自治体などです。

主なセミナーテーマは、「働く女性のライフステージと健康」、「働く女性の健康支援・職場の取組」「働く女性のストレス対処」等です。その他にも豊富なテーマをそろえていますので、ぜひ御活用ください。オンラインでの開催も可能です。

詳しくは、女性就業支援バックアップナビを御覧ください。

<https://joseishugyo.mhlw.go.jp/dispatch/theme.html>

お問い合わせ：女性就業支援センター事務局 TEL03-5444-4151 (平日 9:00～17:30)

《地方公共団体の動き》

【福島県】

イクボス出前講座を開催します！

→福島県では、イクボスや働き方改革に取り組む企業に対し、無料の出前講座を開催しています。長時間労働による疲労の蓄積は、仕事の生産性を低下させ、また、従業員の健康を害することにもなります。より効率の良い働き方を追求し、全社員の健康確保やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の充実を目指す働き方への見直しを行い、労働生産性の向上や優秀な人材の確保、人件費や光熱費等のコスト削減など、経営戦略・成長戦略としての働き方改革に取り組んでみませんか。

・内容：希望される日時、場所へ専門の講師を派遣します。

・申込：申し込み票に必要事項を記入の上、FAXで申し込みをしてください。

(1) 標準講座時間 60分～120分

(2) オンライン対応可

(3) 申込先着 10 団体

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/ikuboss.html>

【栃木県】日光市

女性活躍推進・ワーク・ライフ・バランスセミナー・日光市男女共同参画セミナー2021（今市地域）

→働く時間・場所に制約のある人が増えている中、「働き方改革」により誰もが活躍できる職場にし、社員の満足度と成果を共に高めていくことが、経営者や管理職には求められています。では、具体的にどうすればいいのでしょうか。当セミナーでは、そのヒントとなる実践例を数多くお伝えします。

・日時：2021年10月20日（水）14:00～15:40

・場所：日光市役所1階市民ホール

・対象：市内に在住・在勤する一般市民、労働者、事業主、その他ワーク・ライフ・バランスに興味のある方

・募集人数：先着40名

・費用：無料

・申込方法：電話、Fax等で問い合わせ先にお申し込みください。

<https://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/event/documents/worklifebalanceseminar.html>

【岐阜県】

Dear ぎふジョ！プロジェクト「働くママ・パパ応援講座」

→岐阜県では、仕事と家庭の両立、再就職への不安など女性の様々な悩みの解決を支援し、活躍を応援する事業（Dear ぎふジョ！プロジェクト）を展開しています。この度、女性の継続就業の支援を目的に、育児休業取得後の職場復帰に伴う不安を解消し、仕事と家事・育児の両立のコツをお伝えする「働くママ・パパ応援講座」を開催します。育休中の方には、自分らしく働きつづけるための働き方や生活スケジュールの組み立て方、職場や家族とのコミュニケーションの取り方などをお伝えします。パートナーと一緒に御参加ください。企業経営者、人事担当の方には、育休者の課題を知ること、復帰後の社員のやる気と能力を引き出す手がかりをお伝えします。

・日時：2021年11月18日（木）10:00～12:00

・講師：山口理栄氏（育休後コンサルタント）

・場所：Zoomを活用したオンライン形式

・対象：育児休業中の方とそのパートナー（育児休業中の方だけの参加も可能）、企業の経営者・人事担当者

・募集人数：30名（定員に達した場合、抽選にて参加者を決定します）

・参加費：無料

・申込期限：11月4日（木）

・申込方法：申込書に必要事項を記入し、FAX またはメールにて、申込先へ申込みください。

<https://gifujo.pref.gifu.lg.jp/event/2021/08/dear-9.html>

【愛知県】瀬戸市

ライフ・ワーク・バランス推進宣言を募集しています

→生活（ライフ）と仕事（ワーク）の調和を推進し、男女共同参画社会の形成を促進させるために性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりの具体的取組を宣言する市内事業者を募集しています。宣言内容は市ホームページや広報誌等で広く紹介し、取組を支援します。

・対象：瀬戸市内に事業所がある事業者。（「事業者」には営利企業のほか、公益法人、特定非営利活動法人、官公庁、個人商店等を含みます。）

・応募要件：従業員的生活と仕事の調和を進めるための取組を実施している、またはこれから実施予定であること。但し、以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する事業者は応募することができません。

（1）過去3年間に労働に関する法令やその他の各種法令に違反した事業者

（2）その業態が公序良俗に反している事業者

（3）瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12条）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている事業者又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者

・提出方法：宣誓書及びチェックシートに取組内容がわかる資料を添付のうえ、瀬戸市役所まちづくり協働課まで郵送または持参してください。

<http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2017072000027/>

【京都府】京都市

（オンラインで開催！）男性の育児休業取得促進セミナー「教えて！イクメンの星 育児休業の取り方・過ごし方」の開催について

→京都市では、厚生労働省との共催により、男性の育児休業取得促進セミナー「教えて！イクメンの星 育児休業の取り方・過ごし方」を開催します。

・日時：2021年11月25日（木）17:00～18:30

・開催方法：オンラインにて開催

・定員：100名（申込み先着順）

・参加費：無料

・主な内容：育児休業制度、育児休業取得のメリット等の解説、イクメンの星の体験談紹介、質疑応答他

・講師：宮木公平氏（中小企業診断士・社会保険労務士 Office Miya-line 代表）
上笹遼氏（第21回イクメンの星）

・申込方法：ホームページ内 URL 又は QR コードからお申し込みください。

・申込締切：11月24日（水）17:00

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000288832.html>

【兵庫県】

●阪神地域ワーク・ライフ・バランスシンポジウムの参加者募集

→新型コロナウイルス感染拡大を受け、多くの企業でテレワークや時差出勤などの導入が広がり、働き方の多様化が進みました。コロナ禍を契機として労働環境が変化する中、阪神地域の経営者団体、労働団体及び行政機関等が協働し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、ポストコロナ時代のワーク・ライフ・バランスについて考えるシンポジウムを開催します。是非御参加ください。

・日時：2021年10月15日（金）14:00～16:00

・会場：東りいたみホール 中ホール

・定員：60名（先着順）

・参加費：無料

・内容：

(1) 講演

講師 瀬地山角氏（東京大学大学院 総合文化研究科 教授）

演題 ポストコロナ時代のワーク・ライフ・バランス～エースの連投が職場を破壊する～

(2) トークセッション

ゲスト：瀬地山角氏

進行：国本豊泰（ひょうご仕事と生活センター チーフコンサルタント）

・申込方法：チラシの申込書により伊丹商工会議所に FAX で申し込んでください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk08/press2/worklife2021.html>

●2021 ワーク・ライフ・バランス神戸セミナーの開催

「アフターコロナの新しい働き方 ～在宅勤務からワーケーションまで～」

→コロナ禍で急速に進展したテレワーク。仕事は「職場で」から、「在宅でも」に変化しました。さらに、モバイルワークやサテライトオフィスでの勤務に加え、ワーケーションという新しい働き方が注目を浴びています。アフターコロナの働き方はどう変わっていくのか、参加者の皆さんと一緒に考えます。

・日時：2021年10月26日（火）14:00～16:00

・開催方法：Zoom によるオンライン開催

・定員：100名（先着）

・参加費：無料

・内容：

(1) 講演

講師 松下慶太氏（関西大学社会学部 教授）

(2) 事例発表

発表者 小泉寛明氏（有限会社 Lusie 代表）

・申込方法：応募フォームもしくは、ちらし裏面にある申込書にてお申込みください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kok12/event/211026_wlbseminar.html

【和歌山県】橋本市

ワーク・ライフ・バランス講演会「生きる力と癒しの子育て」を開催します

→子育て中、時間がなくついイライラしてしまう・・・、でも本当は子どもともっといい関わりをしたい！！と思うことはありませんか？米国と日本で、多様性を尊重する人権啓発や虐待・DV 対応専門職の養成に 40 年携わる講師による講演会です。家事、仕事、子育てなど忙しい生活の中での子どもとの関わり方について、一緒に考えてみませんか？

・講師：森田ゆり氏（文筆家、エンパワメント・センター主宰）

・日時：2021 年 10 月 22 日（金）13:30~

・場所：橋本市民会館 1 階 ギャラリー

・申込方法：人権・男女共同推進室まで、郵送、ファックス、メールまたは電話でお申し込みください。

http://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/sogoseisakubu/jinkendanjyosuishin/kouenkainoos hirase/r1kouenkai_3/11679.html

【岡山市】

女性活躍推進シンポジウム「成長戦略としての女性活躍推進」

→「企業における女性活躍の重要性」をテーマに、「女性活躍」は企業の持続的な成長のために必要であることを確認し、男性も含めた「仕事と生活の調和」を考えます。

・日時：2021 年 10 月 19 日（火）13:30~15:30

・会場：さん太ホール ※オンライン同時配信あり

・内容：パネルディスカッション

コーディネーター 宮原淳二氏（株式会社東レ経営研究所 ダイバーシティ&ワークライフバランス推進部長）

パネリスト 天野妙氏（Respect each other 代表/みらい子育て全国ネットワーク代表）

平川清高氏（株式会社シーズ 代表取締役）

藤原加奈氏（株式会社フジワラテクノアート 代表取締役副社長）

・対象：企業の経営層・管理職、テーマに関心のある方

・参加費：無料

・定員：会場参加 150 名、オンライン参加 500 名（いずれも先着順）

・申込締切：10 月 12 日（火）

・申込方法：申し込みフォームよりお申し込みください。

<https://www.city.okayama.jp/kankou/0000032167.html>

【高知県】

11 月実施「僕らの子育てキャンペーン」参加企業を募集しています！

→男性新入社員の約 8 割が「育児休業を取得したい」というデータもある中、実際に育児休業を取得した男性は 12.65%（令和 2 年度雇用均等基本調査）という状況にあります。男性が育児休業を取得した職場では、「仕事に効率的に取り組むようになった」、「仕事の進め方を職場内で見直すきっかけになった」など、ライフの充実がワークにも相乗効果をもたらしています。男性も女性も、誰もがワーク・ライフ・バランスを保ちながら、やりがいを持つ

て仕事を続けられる高知県を目指して、お父さんと子どもの時間をみんなでつくる「僕らの子育てキャンペーン」に参加する企業・団体を募集しています。

- ・対象企業：高知県内のすべての企業・団体
- ・対象期間：2021年11月1日（月）～30日（火）
- ・取組内容：職場内で次のような取組をして、男性社員の「育児時間」をつくりましょう！

<取組の例>

育児休業の取得を勧める、育児休暇や特別休暇の取得を勧める、年次有給休暇の取得を勧める、ノー残業デーを実施する、テレワークを実施する、時差出勤制度を実施する、社員の子どもが参加できるレクリエーションを開催する

（男性の育児時間をつくることにつながる取組なら何でもOK!）

- ・参加申込：申込フォームもしくは、FAXにてお申込みください。
- ・申込締切：10月29日（金）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/2021081100067.html>

【長崎県】

働き方改革推進オンラインセミナー

→長崎県では、「働き方改革を行う理由」について深く理解した上で、社内で協力を得ながら進めていくための工夫を学ぶことができるセミナーを開催いたします。

- ・日時：2021年10月8日（金）13:30～16:00
- ・開催方法：オンライン Zoom 使用
- ・講師：松久晃士氏、桜田陽子氏（株式会社ワーク・ライフバランス）
- ・参加対象：企業の経営者・人事労務担当者など
- ・申込方法：チラシのQRコード又はFAX送信よりお申込みください。
- ・申込期限：10月6日（水）

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/rodo/jigyonushi/shokubakankyo-kaizen/514134.html>

【編集後記】

政府は、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得率が低く、期間も短かったことから、令和2年度から、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業取得促進に関する方針」に基づき、対象者を確実に把握するとともに、適切に取得勧奨した上で取得計画を作成すること等により、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を、原則として、出生後1年以内に取得できることを目指して取組を進めています。また、令和3年には「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を改正し、業務の廃止を含めた業務の見直しや国会業務の効率化等により、より一層の働き方改革に取り組んでいるところです。

「男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進に係るフォローアップ」調査結果によると、令和2年4～6月に子供が生まれた男性職員（2,929人）のほぼ全員に当たる99.0%

が育休等を取得し、平均取得日数は 50 日で、1 か月以上（合計）の休暇・休業を取得した職員は 88.8%であったとの結果が得られています。

また、令和 2 年 7 月～令和 3 年 3 月に子供が生まれた男性職員（8,922 人）全員について取得計画が作成され、平均 50 日の育休等を予定し、ほぼ全員の 97.2%が 1 か月以上取得を計画しているとのこと。

国家公務員の男性の育児休業取得率は、令和元年度は 16.4%でしたが、急速に広がりました。こうした動きが国全体にも広がることを願っています。

※「男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進に係るフォローアップ」（内閣官房内閣人事局／2021 年 8 月公表）

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/pdf/210827_followup.pdf

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。
このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止はこちらから

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/unsubscribe.php>

配信先変更は上記により配信中止の後、こちらから新しいアドレスで登録

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/subscribe.php>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/index.html>